

チームやまぐちパワーアップ事業実施要項

1 事業目的

山口県競技力向上対策委員会で確認された「チームやまぐち」の強化方針に基づき、有望競技（種別）の重点強化を行うとともに、成年競技の強化に不可欠となっている「ふるさと選手」の確保・活用や各世代の選手が一同に会した合同強化練習の支援など、各競技団体が行う選手育成・強化活動に対して、戦略的・効果的な支援を行うことにより、国体総合成績10位台を達成できる本県競技水準の維持・向上、東京オリンピックなどの国際大会で活躍できるトップアスリートの継続的な育成を図る。

2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

3 事業内容

項 目	内 容
対 象 事 業	<p>有望競技（種別）支援</p> <p>次期国体等で入賞可能な有望競技（種別）を中心に、練習、対外試合、合宿などの選手強化活動を重点的に支援し、競技力の向上を図る。</p>
対 象 選 手	<p>「ふるさと選手」の発掘・勧誘や県内選手との合同練習会への招へいなど、ふるさと選手の確保・活用により、成年競技力の向上を図る。</p> <p>中学生、高校生、成年などの各世代の優秀選手や指導者が一同に会した合同練習会の開催により、中・高校生の競技力向上を図るとともに、指導者間の連携、情報交換の促進、指導力の向上を図る。</p> <p>原則として、競技団体において、国体等の全国大会やオリンピック等の世界大会に出場する能力（将来性を含む）を有すると認める選手</p> <p>※長期的な視点で、ジュニア選手を対象とする場合においては、競技力の観点で選抜された選手であること。</p>
対 象 指 導 者	<p>原則として、競技団体において、国体の種別の監督・コーチ・サポートスタッフ（トレーナー・ドクター）となることが見込まれる者（小・中学生の指導者は、本事業の指導者として適する者）</p>

項 目		内 容
対象事業	チームやまぐちチャレンジ強化	<p>全国トップレベルのチームや選手を招へいし、国体・県選抜チーム等との強化試合、合宿等を行うことにより、チームやまぐちの競技力の維持・向上を図るとともに、ジュニア世代に観戦させることにより、次世代の人材を育成する。</p> <p>また、事業の広報活動を行うことにより、県民の競技に関する関心を高め、競技人口の増大を図る。</p>
招へい対象チーム・選手		国内トップレベルのチーム・選手。

項 目		内 容
対象事業	ジュニアアスリート発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・県体育協会が実施するジュニアアスリート発掘事業と連携して実施される競技専門プログラムに係る事業 ・競技人口拡大のために実施する体験教室や練習会等 ・ジュニアクラブの活動に係る事業（スポーツ少年団登録団体を除く）
対象選手・指導者		事業に参加するジュニア選手及び発掘・育成を指導する競技団体の指導者（外部指導者を含む）

4 補助対象経費及び補助基準額

補助対象経費	補助基準額
以下の事業の実施に必要な経費	
有望競技（種別）支援	<p>種別等ごとにランク付けを行い、県体協会長が、予算の範囲内で別に定めた基準額をもとに積算した額を補助基準額とする。</p> <p>※種別等ごとのランクは、国民体育大会での実績及び、実施主体の取組内容（計画性、実施体制、意欲等）について、別紙1「競技力ランク認定要領」に基づき県体協会長が評価し、認定するものとする。</p>
中高成連携合同強化練習会支援	
チームやまぐちチャレンジ強化	
ふるさと選手確保・活用支援	<p>以下の経費について、県体協会長が実施主体の取組内容（計画性、対象選手、事業効果等）について評価し、必要と認めた額を補助基準額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技団体が行うふるさと選手の発掘・勧誘等に必要な経費 ○ ふるさと選手が県内選手との合同練習会等に参加するために必要となる経費
ジュニアアスリート発掘・育成支援	<p>県体協会長が予算の範囲内で、別に定める基準額をもとに実施主体の取組内容（計画性、実施体制、意欲等）について評価し、必要と認めた額を補助基準額とする</p>

※費目・項目ごとの補助基準額は、別表のとおりとする。

5 留意事項

(1) 共通

ア 関係機関・団体との連携

競技団体は、国体に係る強化会議のもと、関係機関・団体との緊密な連携を図り、本事業を実施すること。

イ 小・中学生選手の人選及び参加

小・中学生選手の人選及び参加については、ジュニアアスリートの育成・強化のため、関係機関・団体との十分な協議を行うこと。

ウ スポーツの楽しさ、喜びを感受できる育成・指導

選手の立場に立った、選手の個性や発達段階に応じた適切な育成・指導を行うことが必要であり、過度な選手強化ではなく、スポーツ本来の楽しさ、素晴らしさを感受できる育成・指導に努めること。

(2) その他

この実施要項によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。

6 事業計画書・事業実績書の提出

競技団体は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

7 費用

競技団体が実施する事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【有望競技(種別)支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	指導者及び選手の運賃	<p>【公共交通機関使用の場合】</p> 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外)
	宿泊費	指導者及び選手の宿泊費	<p>【個人車両使用の場合】</p> 30円/km
需用費	消耗品費等	1 用紙代、資料のコピー代等	実費 (ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
		2 用具品の修理代	
		3 講習会の資料代	
		4 ボール等の用具品	
		5 テーピング、アイシング用具等の救急用品	
		6 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	保険料	2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 会場の使用料、有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 宿泊施設の借上料 5 大会への参加料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) ボール等の用具品は、特定個人に給与するものは不可とする。

注3) 消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【ふるさと選手確保・活用支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	ふるさと選手の運賃及びふるさと選手の発掘・勧誘等に必要となる競技団体強化担当者等の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	ふるさと選手の宿泊費及びふるさと選手の発掘・勧誘等に必要となる競技団体強化担当者等の宿泊費	1人1泊 9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額 9,800円を限度とする)
役務費	器具・用具 運搬料	ふるさと選手の用具等の運搬に係る搬送代	実費
使用料及び 賃借料	会場使用料 等	1 有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 大会への参加料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【中高成合同強化練習会支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	指導者及び選手の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	指導者及び選手の宿泊費	1人1泊 9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費等	1 用紙代、資料のコピー代等 2 用具品の修理代 3 講習会の資料代 4 ボール等の用具品 5 テーピング、アイシング用具等の救急用品 6 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費 (ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	保険料	2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 会場の使用料、有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 宿泊施設の借上料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) ボール等の用具品は、特定個人に給与するものは不可とする。

注3) 消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【チームやまぐちチャレンジ強化】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	招へいするチーム・選手・指導者の旅費 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	招へいするチーム・選手・指導者の宿泊費	1人1泊 9,800円(朝・夕食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費 (広報活動含む)	用紙代、資料のコピー代等	実費
役務費	器具・用具運搬料等	1 招へいするチーム・選手・指導者の用具等の運搬に係る搬送代 2 広報活動に係る通信費 3 招へいするチーム・選手・指導者のスポーツ保険掛金	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金 招へいしたチーム・選手の車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む。))の借上料・有料道路の使用料	実費
その他		※招へいに係る上記以外の経費 (事前に要相談)	実費

注1) 1回の試合等に複数招へいする場合の、1泊の招へい者の宿泊費について、朝・夕食を複数人でとることにより、一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊する招へい者の人数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) 消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。

注4) その他については、招へいに係る特別に必要な経費を対象とする。(招へいに係る特別経費理由書を提出)

注5) 県内チーム・選手・指導者に係る経費について、チームやまぐちパワーアップ事業で補助対象とする場合は、別添対象経費区分の考え方にに基づき経費を適切に区分すること。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【ジュニアアスリート発掘・育成支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
報償費	報償費	県外外部指導者・講師謝金	1人1日:25,000円を限度とする実費
旅費	運賃	指導者及び講師の運賃 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	県外外部指導者・講師の宿泊費	1人1泊 9,800円(朝・夕食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代(広告含む)等 2 ボール等の用具品及びテーピング・アイシング用具等 3 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	1個(式)あたり30,000円未満 実費
役務費	器具・用具運搬料等	1 用具等の運搬に係る搬送代 2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 有料道路の使用料	実費
その他		※特別講師招へい ※30,000円を超える競技用具 (事前に要相談)	実費

注1) 練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2) 消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。

競技カランク認定要領

1 認定の手順

- (1) 国民体育大会の過去3年度の成績により区分した下記ランク表に基づき、各種別の基準ランクを設定する。
- (2) 基準ランクをもとに、実施主体の取組内容（計画性、実施体制、意欲等）を総合的に評価し、ランクを認定する。

2 ランク表

ランク表は、次のとおりとする。

基 準 ラ ン ク	国民体育大会の過去3年度の実績 (次のいずれかに該当する実績)
A	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に優勝 ・4位以内が2年度以上 ・入賞が3年度
B	<ul style="list-style-type: none"> ・4位以内が1年度 ・入賞が2年度以上
C	<ul style="list-style-type: none"> ・入賞が1年度
D	<ul style="list-style-type: none"> ・入賞なし

【留意事項】

(1) 年 度

年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(2) 団体競技及び個人競技の取扱い

団体競技及び個人競技の区分によって、次のとおり、基準ランクを設定するものとする。

なお、団体競技とは、国民体育大会において種別ごとに天皇杯の得点が算定される競技をいい、それ以外を個人競技という。

区 分	国 民 体 育 大 会
団体競技	国民体育大会における成績による。
個人競技	<p>ア 選手を単位として基準ランクを設定するものとする。よって、1人の選手がAランクだからといって、競技の種別全体がAランクにはならない。</p> <p>イ 選手の基準ランクが複数種類ある場合の指導者（監督）の基準ランクは、最上位のランクを割り当てる。</p> <p>ウ 同一選手で、同一年度に複数の入賞等がある場合は、最も良い成績についてのみ基準ランクを設定する。</p>

支出を証明する書類について

1 基本的事項

事業実施に当たり適正な支出を行ったことを証明するため、**原則として業者が発行した領収書**を受け取り、これを保管すること。

ただし、個人車両使用の運賃の支給については、個人領収書も可能とする。

2 領収書

(1) 領収書の宛て名は、**競技団体名**とする。

(2) 領収書は、必ず「年月日、内容、数量、単価、相手方の氏名・住所等」の**内訳が分かる詳細なもの**を発行してもらうこと。なお、領収書で内訳確認できない場合については、請求書等（明細の記載されたもの）を添付して確認すること。

※内訳が不明なものは、証拠書類としてみなしません。

(3) 口座振込の場合は、銀行等の金融機関の「振込金受領書」を領収書に代えることができる。ただし、この場合は必ず当該振込みの原因となった請求書（請求明細の記載されたもの）を添付しておくこと。

(4) 費目項目別については、別記「必要な領収書一覧」のとおりとする。

3 その他

(1) 支出の証拠書類は、支出項目ごとに報告書と同じ大きさの台紙（A4版）に貼って整理すること。

(2) 科目が複数にわたる場合には、内容や精算の事情が分かる添え書きを台紙に記載しておくこと。

チームやまぐちパワーアップ事業 [必要な領収書一覧]

【有望競技（種別）支援】

費目	項目	内 容	必要な領収書等
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書（と請求書等） 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えることができる。 ＪＲ等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円／km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする 実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書（と請求書、明細書等） 内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、人数・単価・○泊○食を記入すること。
		夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代： 700円 を限度とする 実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額を宿泊費分としてみなす。			
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	業者等の発行する領収書（と請求書等）
		ボール等の用具品代及びテーピング・アイシング用具等 1個（式）当たり30,000円未滿	
		熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸 実費	
役務費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書（と請求書等）
	保険料	スポーツ保険 実費	業者等の発行する領収書（と申込書等）
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金	業者等の発行する領収書（と請求書、申込書等）
		レンタカー（ガソリン代を含む）の借上料	業者等の発行する領収書（と請求書等）
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はＥＴＣ支払証明書
		大会参加料	大会の主催者が発行する領収書と実施要項等
		※会場使用料等は全て実費	

チームやまぐちパワーアップ事業 [必要な領収書一覧]

【ふるさと選手確保・活用支援】

費目	項目	内 容	必要な領収書等
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書等) 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えることができる。 J R等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円/km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書、明細書等)
		夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代： 700円 を限度とする実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額を宿泊費分としてみなす。			
役務費	器具・用具 運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
使用料及び賃借料	会場使用 料等	駐車場料金	業者等の発行する領収書(と請求書、申込書等)
		レンタカー(ガソリン代を含む)の借上料	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はE T C支払証明書
		大会参加料	大会の主催者が発行する領収書と実施要項等
※会場使用料等は全て実費			

チームやまぐちパワーアップ事業 [必要な領収書一覧]

【中高成合同強化練習会支援】

費目	項目	内 容	必要な領収書等
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書等) 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えることができる。 J R等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円/km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする 実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書、明細書等) 内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、人数・単価・○泊○食を記入すること。
		夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代： 700円 を限度とする 実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額を宿泊費分としてみなす。			
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		ボール等の用具品代及びテーピング・アイシング用具等 1個(式)当たり30,000円未滿	
		熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸 実費	
役務費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
	保険料	スポーツ保険 実費	業者等の発行する領収書(と申込書等)
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金	業者等の発行する領収書(と請求書、申込書等)
		レンタカー(ガソリン代を含む)の借上料	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はE T C支払証明書
		※会場使用料等は全て実費	

チームやまぐちパワーアップ事業 [必要な領収書一覧]

【チームやまぐちチャレンジ強化】

費目	項目	内 容	必要な領収書等
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書等) 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えることができる。 J R等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円/km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする 実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書(と請求書、明細書等) 内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、人数・単価・○泊○食を記入すること。
		夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代： 700円 を限度とする 実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額を宿泊費分としてみなす。			
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
役務費	器具・用具 運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
	通信料	広報活動に係わる通信料 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
	保険料	スポーツ保険 実費	業者等の発行する領収書(と申込書等)
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金	業者等の発行する領収書(と請求書、申込書等)
		レンタカー(ガソリン代を含む)の借上料	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はE T C支払証明書
	※会場使用料は実費		
その他		※招へいに係る上記以外の経費(事前に要相談) 実費	招へいに係る領収書

チームやまぐちパワーアップ事業 [必要な領収書一覧]
【ジュニアアスリート発掘・育成支援】

費目	項目	内 容	必要な領収書等
報償費	報償金	県外外部指導者謝金 外部指導者：25,000円 を限度とする実費	謝金の支給を受ける者からの領収書 なお、謝金の支出に当たっては、別途、源泉徴収の 手続きが必要。
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	公共交通機関又は旅行業者等の発行する領収書(と 請求書等) 乗車券、特急券等を無効化処理し領収書に替えるこ とができる。 J R等領収書で内訳が無い場合は、領収書添付台紙 に、利用区間・人数・単価を記入すること。
		個人車両使用 30円/km	旅費の支給を受ける者の領収書
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とす る実費	宿泊施設又は旅行業者等の発行する領収書(と請求 書、明細書等) 内訳が無い場合は、領収書添付台紙に、人数・単価 ・〇泊〇食を記入すること。
		夕・朝食が含まれずに外食し た場合 夕食代：1,500円 朝食代： 700円 を限度とする実費	業者等の発行する領収書、又はレシート 領収書添付台紙に、いつ・何の食事か・人数・単価 を記入すること。
ホテルパック等の利用で運賃と宿泊費の内訳が分からない場合は、宿泊費限度額 を宿泊費分としてみなす。			
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		ボール等の用具品代及びテー ピング・アイシング用具等 1個(式)当たり30,000円 未満	
		熱中症予防のための水・ス ポーツドリンク、競技力向 上のためのプロテイン、疲 労回復を促進するアミノ酸 実費	
役務費	器具・用具 運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)
	保険料	スポーツ保険 実費	業者等の発行する領収書(と申込書等)
使用料及 び賃借料	会場使用 料等	会場使用料、器具・用具の借 上料、宿泊施設の借上料、 駐車場料金	業者等の発行する領収書(と請求書、申込書等)
		レンタカー(ガソリン代を含 む)の借上料	業者等の発行する領収書(と請求書等)
		タクシーの借上料	業者等の発行する領収書 領収書添付台紙に、利用区間を記入すること。
		有料道路の使用料	道路管理者の発行する領収書、又はE T C支払証 明書
		※会場使用料等は全て実費	
その他		※特別講師招へい(要相談) ※30,000円を超える競技用 具(購入前に要相談) 実費	業者等の発行する領収書(と請求書等)

別添

1つの事業に「チームやまぐちチャレンジ強化」と「(有望競技(種別)支援)」を活用する場合の対象経費区分の考え方

費目	項目	内 容	経 費 区 分	
			県外チーム・選手・指導者に係るもの	県内チーム・選手・指導者に係るもの
旅 費	運 賃	公共交通機関利用 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	有望競技(種別)支援
		個人車両使用 30円/km		
	宿泊費	夕・朝食を含む宿泊費 1泊2食9,800円を限度とする実費 夕・朝食が含まれずに外食した場合 夕食代：1,500円 朝食代：700円 を限度とする実費		
需用費	消耗品費	用紙代、資料のコピー代等 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	
		ボール等の用具品代及びテーピング・アイシング用具等 1個(式)当たり30,000円 未満	有望競技(種別)支援	
		熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸 実費		
役務費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係わる搬送代 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	有望競技(種別)支援
	通信料	広報活動に係わる通信料 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	
	保険料	スポーツ保険 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	有望競技(種別)支援
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金	チームやまぐちチャレンジ強化	
		レンタカー(ガソリン代を含む)の借上料 タクシーの借上料	チームやまぐちチャレンジ強化	有望競技(種別)支援
		有料道路の使用料		
その他		※招へいに係る上記以外の経費(事前に要相談) 実費	チームやまぐちチャレンジ強化	